

### H31 保育所等保育料の見直しについて

#### ○改訂の理由

▽保育所等の待機児童対策を今後も推し進めていくための財源及び、幼児教育・保育の質の向上を更に進めていくための財源の確保が必要。

#### ○対象

- ①保育所等 3 歳未満
- ②保育所等 3 歳以上
- ③幼稚園(新制度移行園※市内には無い)

#### ○見直し水準

◇国の徴収基準の 70%の水準にする。

▽H27・28 改訂時の目標水準は 65%であったの対して、実績 63%。

・目標=55%を 65%にする。⇒ $65/55$ =全体で 18%の引き上げを目指した。

▽今回は、前回改定時調査の結果での他市例を踏まえ 70%の水準とする。

・目標=63%を 70%にする⇒ $70/63$ =全体で 11.1%の引き上げを行う必要がある。

#### ○改訂方法(案)

##### 【具体的手法】

▽全体で 11.1%の引き上げを行う必要があるが、全ての階層を 10%の増とする。

▽18 階層以上は、単年度で 5,000 円を超える見直しとなる。※詳細は後段資料参照

・前回見直しの際の子ども・子育て会議の審議では、単年度の上がり幅は「月 5,000 円以内」としていた。

##### 【参考 国の所得階層区分と概ねの年収】

	1 階層	2 階層	3 階層	4 階層	5 階層	6 階層	7 階層	8 階層
国想定年収	生活保護	非課税	330 万 まで	470 万 まで	640 万 まで	930 万 まで	1130 万 まで	1130 万超

○隣接市町のモデル世帯での比較 ※本市の入所世帯の所得分布で一番人数の多い層を適用。

推定年収(父母合算)700 万円前後の場合(3 歳未満児 第 15 階層)

市町名	横浜市	横須賀市	鎌倉市	葉山町	逗子市(現)	逗子市(案)
3 歳未満	47,500	41,400	45,100	41,000	39,100	43,010
4 歳以上	27,500	27,200	28,300	28,000	22,500	24,750

#### ○今後の進め方

- ・本日のご意見を踏まえ、次回の会議で市の最終案を提示します。
- ・今秋にパブリックコメント、来年の第 1 回定例会で予算案として提案の予定です。

## 【県内各市町の状況 ※前回調査の結果】

市町村名	H23 徴収割合	徴収目標の調査結果	備考
横浜市	—	—	75%を目標に段階的な値上げ実施と報道
川崎市	68.5	平成 25 年時点 72.4%	75%を目標に段階的な値上げ実施と報道
相模原市	71.8	国徴収額の概ね 70%程度	
横須賀市	71.4	50%～90%	平成 25 年度見直しを予定
平塚市	66.1	国庫補助の概ね 70%程度	
鎌倉市	61.2	国徴収額の約 70%	
藤沢市	70.6	国庫補助の概ね 70%程度	
小田原市	70.7	国庫補助の概ね 70%程度	
三浦市	75.8		
秦野市	57.9		
伊勢原市	67.0		
海老名市	69.2		
座間市	64.2		
南足柄市	67.4	70%程度	
綾瀬市	63.8		
寒川町	66.4		
大磯町	67.5		
二宮町	66.8		
中井町	62.7		
大井町	70.4	国庫補助基準の概ね 70%程度	
松田町	73.2	国庫補助基準の概ね 70%程度	
箱根町	46.4	国庫補助の概ね 50%程度	平成 25 年度見直しを検討(50%に)
湯河原町	75.9	国の費用徴収基準の 75%	
愛川町	64.1		

## ○保育所保育料(3歳未満児用) ※前回改定時の変更手法(階層の設定も変更した)

階層区分	国 徴収基準額(月額) 単位:円		階層区分	市 徴収基準額(月額) 単位:円		前回改正手法
	定義	徴収額		定義	徴収額	
第1	生活保護世帯	0	1	生活保護世帯	0	変更無し
第2	市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	0	2	市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	0	変更無し
	市民税非課税世帯 年収~260万	9,000		市民税非課税世帯	3,600	新たに徴収開始
第3	住民税均等割課税	19,500	3	住民税均等割課税	4,600	3階層を4階層に変更
	市民税所得割 48,600円未満 年収~330万		4	16,200円未満 (階層幅 16,200)	5,600	
			5	32,400円未満 (階層幅 16,200)	6,600	
第4	市民税所得割 97,000円未満 年収~470万	30,000	6	48,600円未満 (階層幅 16,200)	7,600	7階層を4階層に変更
			7	60,700円未満 (階層幅 12,100円)	8,600	
			8	72,800円未満 (階層幅 12,100円)	10,600	
			9	84,900円未満 (階層幅 12,100円)	13,100	
第5	市民税所得割 169,000円未満 年収~640万	44,500	10	97,000円未満 (階層幅 12,100円)	16,600	3階層を4階層に変更
			11	115,000円未満 (階層幅 18,000)	21,100	
			12	133,000円未満 (階層幅 18,000)	25,600	
			13	151,000円未満 (階層幅 18,000)	30,100	
第6	市民税所得割 301,000円未満 年収~930万	61,000	14	169,000円未満 (階層幅 18,000)	34,600	5階層を4階層に変更
			15	202,000円未満 (階層幅 33,000)	39,100	
			16	235,000円未満 (階層幅 33,000)	44,100	
			17	268,000円未満 (階層幅 33,000)	49,100	
第7	市民税所得割 397,000円未満 年収~1130万	80,000	18	301,000円未満 (階層幅 33,000)	54,100	1階層を維持
			19	397,000円未満 (階層幅 96,000)	59,400	
第8	市民税所得割 397,000円以上 年収1130万~	104,000	20	493,000円未満 (階層幅 96,000)	64,900	4,900円増
			21	589,000円未満 (階層幅 96,000)	70,400	新 10,400円増
			22	589,000円以上	75,900	※新2

※新2は平成28年度から適用。

## ○保育所保育料 所得分布

## ◇3歳未満児

階層区分	国 徴収基準額(月額) 単位:円		階層区分	市 徴収基準額(月額) 単位:円		所得分布
	定義	徴収額		定義	徴収額	
第1	生活保護世帯	0	1	生活保護世帯	0	1
第2	市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	0	2	市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	0	14
	市民税非課税世帯 年収～260万	9,000		市民税非課税世帯	3,600	
第3	市民税均等割課税	19,500	3	市民税均等割課税	4,600	3
	市民税所得割 48,600円未満		4	16,200円未満 (階層幅 16,200円)	5,600	3
	市民税所得割 年収～330万		5	32,400円未満 (階層幅 16,200円)	6,600	4
			6	48,600円未満 (階層幅 16,200円)	7,600	6
第4	市民税所得割 97,000円未満 年収～470万	30,000	7	60,700円未満 (階層幅 12,100円)	8,600	12
			8	72,800円未満 (階層幅 12,100円)	10,600	10
			9	84,900円未満 (階層幅 12,100円)	13,100	7
			10	97,000円未満 (階層幅 12,100円)	16,600	9
第5	市民税所得割 169,000円未満 年収～640万	44,500	11	115,000円未満 (階層幅 18,000円)	21,100	20
			12	133,000円未満 (階層幅 18,000円)	25,600	17
			13	151,000円未満 (階層幅 18,000円)	30,100	26
			14	169,000円未満 (階層幅 18,000円)	34,600	14
第6	市民税所得割 301,000円未満 年収～930万	61,000	15	202,000円未満 (階層幅 33,000円)	39,100	38
			16	235,000円未満 (階層幅 33,000円)	44,100	28
			17	268,000円未満 (階層幅 33,000円)	49,100	16
			18	301,000円未満 (階層幅 33,000円)	54,100	21
第7	市民税所得割 397,000円未満 年収～1,130万	80,000	19	397,000円未満 (階層幅 96,000円)	59,400	38
第8	市民税所得割 397,000円以上 年収 1,130万～	104,000	20	493,000円未満 (階層幅 96,000円)	64,900	10
			21	589,000円未満 (階層幅 96,000円)	70,400	6
			22	589,000円以上	75,900	9

計 312

## ◇3 歳以上児

階層区分	国 徴収基準額 (月額) 単位:円		階層区分	市 徴収基準額 (月額) 単位:円		所得分布
	定義	徴収額		定義	徴収額	
第1	生活保護世帯	0	1	生活保護世帯	0	4
第2	市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	0	2	市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	0	35
	市民税非課税世帯 年収～260万	6,000		市民税非課税世帯	3,000	
第3	市民税均等割課税	16,500	3	市民税均等割課税	4,000	6
	市民税所得割 48,600円未満		4	16,200円未満 (階層幅 16,200円)	5,000	7
	市民税所得割 年収～330万		5	32,400円未満 (階層幅 16,200円)	6,000	11
			6	48,600円未満 (階層幅 16,200円)	7,000	13
第4	市民税所得割 97,000円未満 年収～470万	27,000	7	60,700円未満 (階層幅 12,100円)	8,000	14
			8	72,800円未満 (階層幅 12,100円)	10,000	10
			9	84,900円未満 (階層幅 12,100円)	12,500	14
			10	97,000円未満 (階層幅 12,100円)	15,000	14
第5	市民税所得割 169,000円未満 年収～640万	41,500	11	133,000円未満 (階層幅 36,000円)	17,500	37
			12	169,000円未満 (階層幅 36,000円)	20,000	45
第6	市民税所得割 301,000円未満 年収～930万	58,000	13	235,000円未満 (階層幅 66,000円)	22,500	101
			14	301,000円未満 (階層幅 66,000円)	25,000	92
第7	市民税所得割 397,000円未満 年収～1,130万	77,000	15	397,000円未満 (階層幅 96,000円)	27,500	74
第8	市民税所得割 397,000円以上 年収 1,130万～	101,000	16	493,000円未満 (階層幅 96,000円)	32,500	33
			17	589,000円未満 (階層幅 96,000円)	37,500	16
			18	589,000円以上	42,500	28

計

545

## ○保育所等保育料見直し案

## ◇保育所等保育料(3歳未満児用)

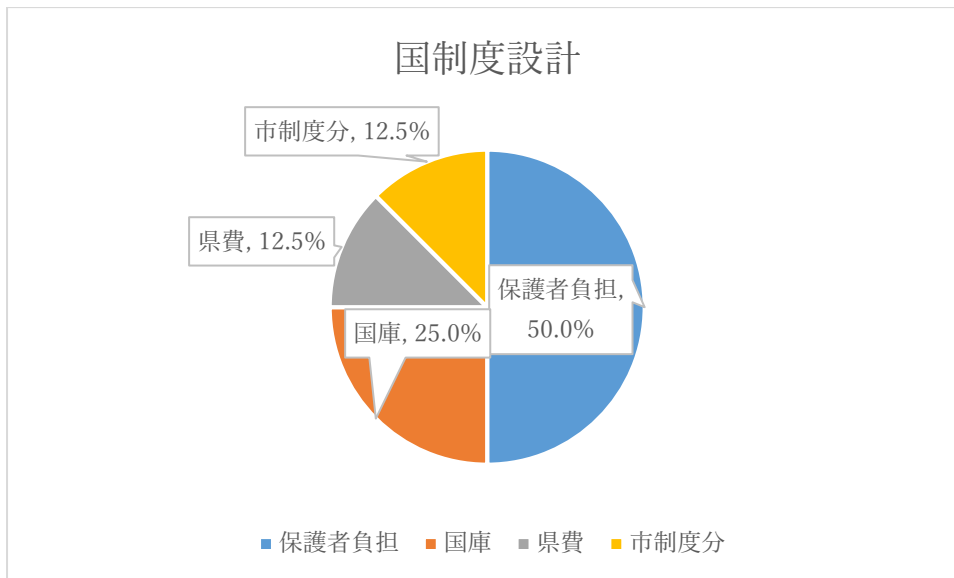
階層区分	国 徴収基準額(月額) 単位:円		階層区分	市 徴収基準額(月額) 単位:円		変更案	差額
	定義	徴収額		定義	徴収額		
第1	生活保護世帯	0	1	生活保護世帯	0	0	0
第2	市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	0	2	市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	0	0	0
	市民税非課税世帯 年収～260万	9,000		市民税非課税世帯	3,600	3,960	360
第3	市民税均等割課税	19,500	3	市民税均等割課税	4,600	5,060	460
	市民税所得割 48,600円未満		4	16,200円未満 (階層幅 16,200円)	5,600	6,160	560
	年収～330万		5	32,400円未満 (階層幅 16,200円)	6,600	7,260	660
			6	48,600円未満 (階層幅 16,200円)	7,600	8,360	760
第4	市民税所得割 97,000円未満 年収～470万	30,000	7	60,700円未満 (階層幅 12,100円)	8,600	9,460	860
			8	72,800円未満 (階層幅 12,100円)	10,600	11,660	1,060
			9	84,900円未満 (階層幅 12,100円)	13,100	14,410	1,310
			10	97,000円未満 (階層幅 12,100円)	16,600	18,260	1,660
第5	市民税所得割 169,000円未満 年収～640万	44,500	11	115,000円未満 (階層幅 18,000円)	21,100	23,210	2,110
			12	133,000円未満 (階層幅 18,000円)	25,600	28,160	2,560
			13	151,000円未満 (階層幅 18,000円)	30,100	33,110	3,010
			14	169,000円未満 (階層幅 18,000円)	34,600	38,060	3,460
第6	市民税所得割 301,000円未満 年収～930万	61,000	15	202,000円未満 (階層幅 33,000円)	39,100	43,010	3,910
			16	235,000円未満 (階層幅 33,000円)	44,100	48,510	4,410
			17	268,000円未満 (階層幅 33,000円)	49,100	54,010	4,910
			18	301,000円未満 (階層幅 33,000円)	54,100	59,510	5,410
第7	市民税所得割 397,000円未満 年収～1,130万	80,000	19	397,000円未満 (階層幅 96,000円)	59,400	65,340	5,940
第8	市民税所得割 397,000円以上 年収 1,130万～	104,000	20	493,000円未満 (階層幅 96,000円)	64,900	71,390	6,490
			21	589,000円未満 (階層幅 96,000円)	70,400	77,440	7,040
			22	589,000円以上	75,900	83,490	7,590

## ◇保育所保育料(3歳以上児用)

階層区分	国 徴収基準額 (月額) 単位:円		階層区分	市 徴収基準額 (月額) 単位:円		変更案	差額
	定義	徴収額		定義	徴収額		
第1	生活保護世帯	0	1	生活保護世帯	0	0	0
第2	市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	0	2	市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	0	0	0
	市民税非課税世帯 年収～260万	6,000		市民税非課税世帯	3,000	3,300	300
第3	市民税均等割課税	16,500	3	市民税均等割課税	4,000	4,400	400
	市民税所得割 48,600円未満 年収～330万		4	16,200円未満 (階層幅 16,200円)	5,000	5,500	500
			5	32,400円未満 (階層幅 16,200円)	6,000	6,600	600
			6	48,600円未満 (階層幅 16,200円)	7,000	7,700	700
第4	市民税所得割 97,000円未満 年収～470万	27,000	7	60,700円未満 (階層幅 12,100円)	8,000	8,800	800
			8	72,800円未満 (階層幅 12,100円)	10,000	11,000	1,000
			9	84,900円未満 (階層幅 12,100円)	12,500	13,750	1,250
			10	97,000円未満 (階層幅 12,100円)	15,000	16,500	1,500
第5	市民税所得割 169,000円未満 年収～640万	41,500	11	133,000円未満 (階層幅 36,000円)	17,500	19,250	1,750
			12	169,000円未満 (階層幅 36,000円)	20,000	22,000	2,000
第6	市民税所得割 301,000円未満 年収～930万	58,000	13	235,000円未満 (階層幅 66,000円)	22,500	24,750	2,250
			14	301,000円未満 (階層幅 66,000円)	25,000	27,500	2,500
第7	市民税所得割 397,000円未満 年収～1,130万	77,000	15	397,000円未満 (階層幅 96,000円)	27,500	30,250	2,750
第8	市民税所得割 397,000円以上 年収 1,130万～	101,000	16	493,000円未満 (階層幅 96,000円)	32,500	35,750	3,250
			17	589,000円未満 (階層幅 96,000円)	37,500	41,250	3,750
			18	589,000円以上	42,500	46,750	4,250

## 保育所等入所費用の財源内訳

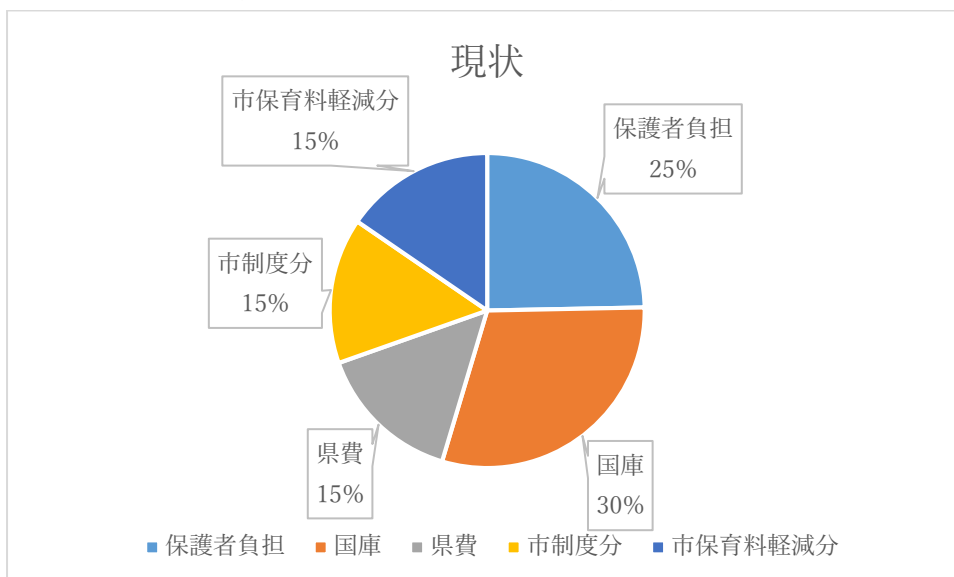
### ○国の制度基本設計



国の制度設計では、保護者負担 1/2 とされ、この水準に見合う保護者負担収入があったものとして、国と県の負担金が計算されます。

※保育の質の向上や低所得者への負担軽減等により、国庫の実際の負担割合は 25%を若干上回っています。

### ○市の負担の現状(平成 30 年度 当初予算ベース)



実際の負担は、市で保育料表を定めて保護者負担を求めているため、保護者負担は 50%が 25%に軽減され、市の負担は 12.5%が 30%の負担増となっています。